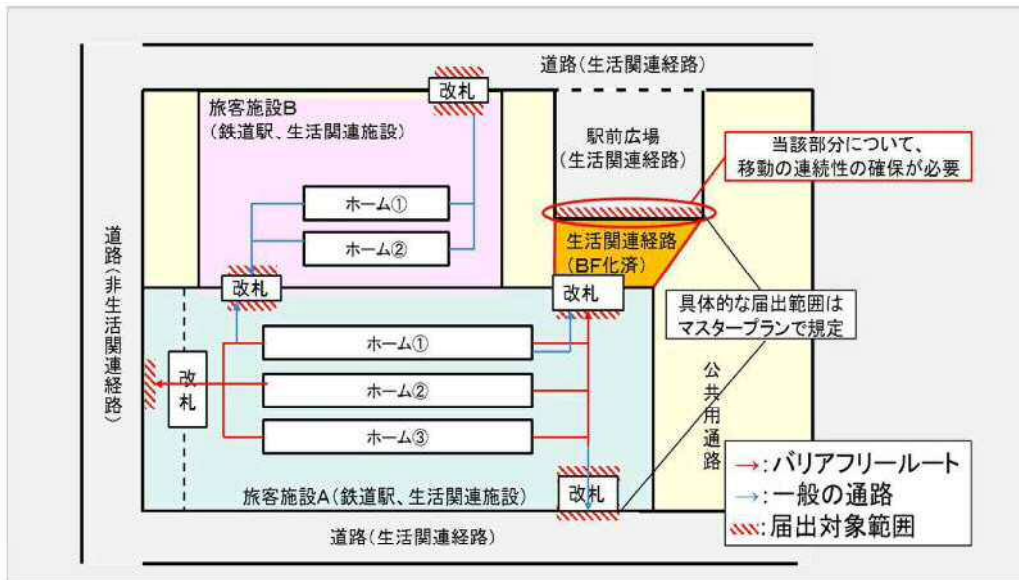


6. 届出制度

6-1 届出制度の概要

公共交通事業者又は道路管理者は、マスタープランで設定される移動等円滑化促進区域内において、生活関連施設である旅客施設や生活関連経路の改良等にあたり、他の施設と接する部分（出入口等）の構造の変更等を行う場合、行為着手の30日前までに市へ届け出なければならないこととされています。（バリアフリー法第24条の6）



出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（H31.3 国土交通省）

図 6-1 届出対象のイメージ

6-2 届出制度の対象の指定

本市において届出の対象とする旅客施設及び道路は下表のとおりとする。

地区名	旅客施設	道路	届出の範囲
池田駅周辺地区	阪急電鉄池田駅	・池田駅前広場線	駅前広場（ロータリー）との連続性確保
石橋阪大前駅周辺地区	阪急電鉄石橋阪大前駅	・天神石橋線	鉄道駅施設との連続性確保

参考：届出制度の対象とならないが、道路の新設その他の行為であって当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある行為を行う場合配慮を要する箇所

地区名	旅客施設に準ずるもの	道路・施設等	配慮を要する事項
伏尾台地区	阪急バス伏尾台センターバス停	伏尾台2号線	バス利用者の乗降円滑性確保
呉羽の里地区	阪急バス呉羽の里バス停	東西：池田箕面線 南北：東畑住吉線	バス利用者の乗降円滑性確保
敬老の里地区	—	—	—